

4.3 自転車ネットワーク計画

4.3.1 対象エリアの設定

(1) 自転車ネットワーク計画とは

全国的な自転車ニーズの高まりや自転車関連事故割合の増加、災害時利用の期待などを背景に、平成24年11月に国土交通省道路局と警察庁交通局が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、現行ガイドライン）を作成しました。

自転車ネットワーク計画は、安全で快適な自転車通行空間の効果的、効率的な整備を目的に、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的なネットワークを構成する路線を選定し、その整備形態等を示す計画です。

本市においては、基本方針に基づき、通勤・通学・買い物や観光における自転車利用者の安全で快適な自転車通行空間を整備することを目的にネットワーク計画を策定します。



図 自転車ネットワーク計画の検討フロー



(2) 対象エリア

対象エリアは、出雲市全域とします。その中でも基本方針を踏まえ、観光地や自転車関連事故が集中し、快適な自転車走行が期待できる出雲平野を優先エリアとします。



図 対象エリア

出典：地理院地図



4.3.2 対象路線の選定

自転車ネットワーク計画の対象エリア内の施設立地、自転車の主要な路線における道路状況を踏まえ、自転車の安全かつ円滑な交通を確保できる空間を連続的に提供する面的な自転車ネットワーク路線を選定します。

出雲市における路線選定の各視点より選定された路線を組み合わせ、最適なネットワークを選定します。

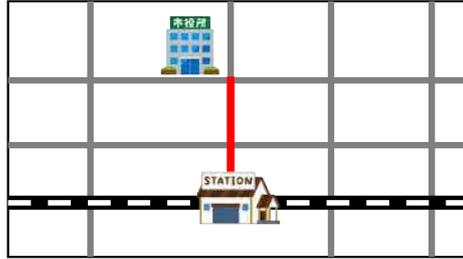
表 対象路線選定の視点と考え方

路線選定の視点	国のガイドラインを踏まえた考え方
①公共施設や学校等の主要な施設を結ぶ路線	自転車利用の主要路線としての役割を担う、公共施設、観光拠点、学校、地域の核となる商業施設や病院、交通拠点、主な居住地区を結ぶ路線
②自転車関連事故が多発している路線	自転車関連の事故が多い路線の安全性を向上させるため、自転車通行空間を確保する路線
③通学等による利用が多い路線	市民・学生等の自転車利用の多い路線
④自転車の利用を促進する路線	観光振興に資するサイクリングロードとなり、利用を促進する路線
⑤自転車走行空間が整備済みの路線	既に自転車道、自転車専用通行帯が整備済である路線
⑥ネットワークの連続性を考慮した路線	①～⑤までの視点で選定された路線に対し、連続性の確保や自転車の活用を一層推進するために必要な路線

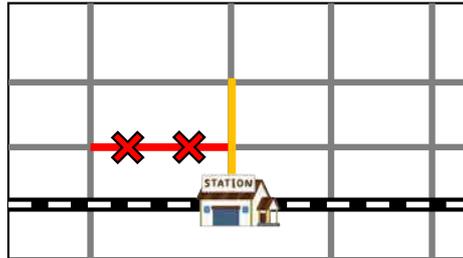
参考資料：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインにおける路線選定の考え方



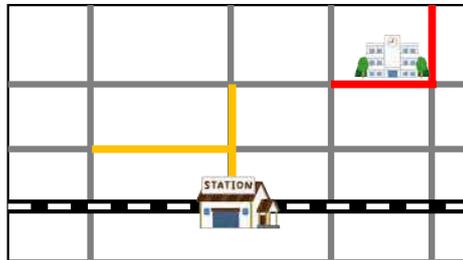
① 公共施設や学校等の主要な施設を結ぶ路線



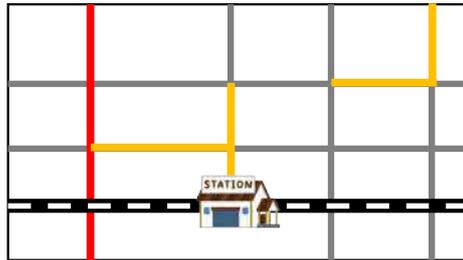
② 自転車関連事故が多発している路線



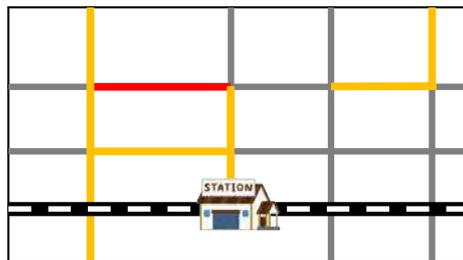
③ 通学等による利用が多い路線



④ 自転車の利用を促進する路線



⑤ 自転車走行空間が整備済みの路線



⑥ ネットワークの連続性を考慮した路線

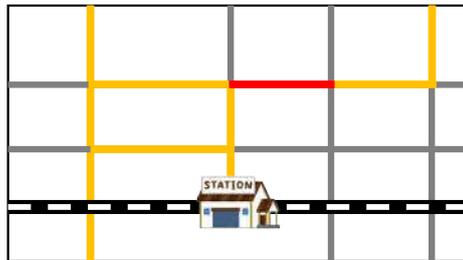


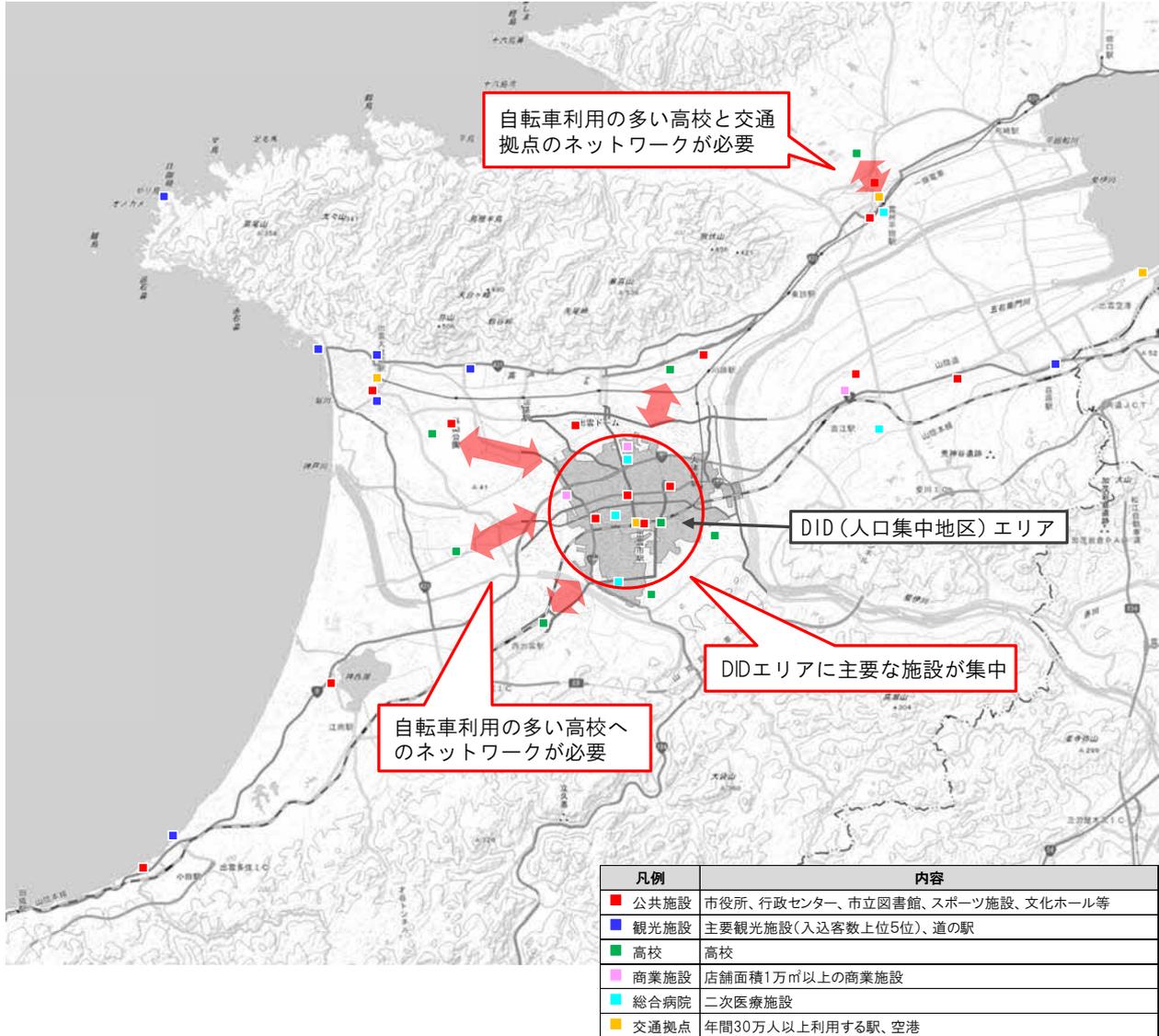
図 対象路線選定のイメージ



① 公共施設や学校等の主要な施設を結ぶ路線

<対象路線の選定方針>

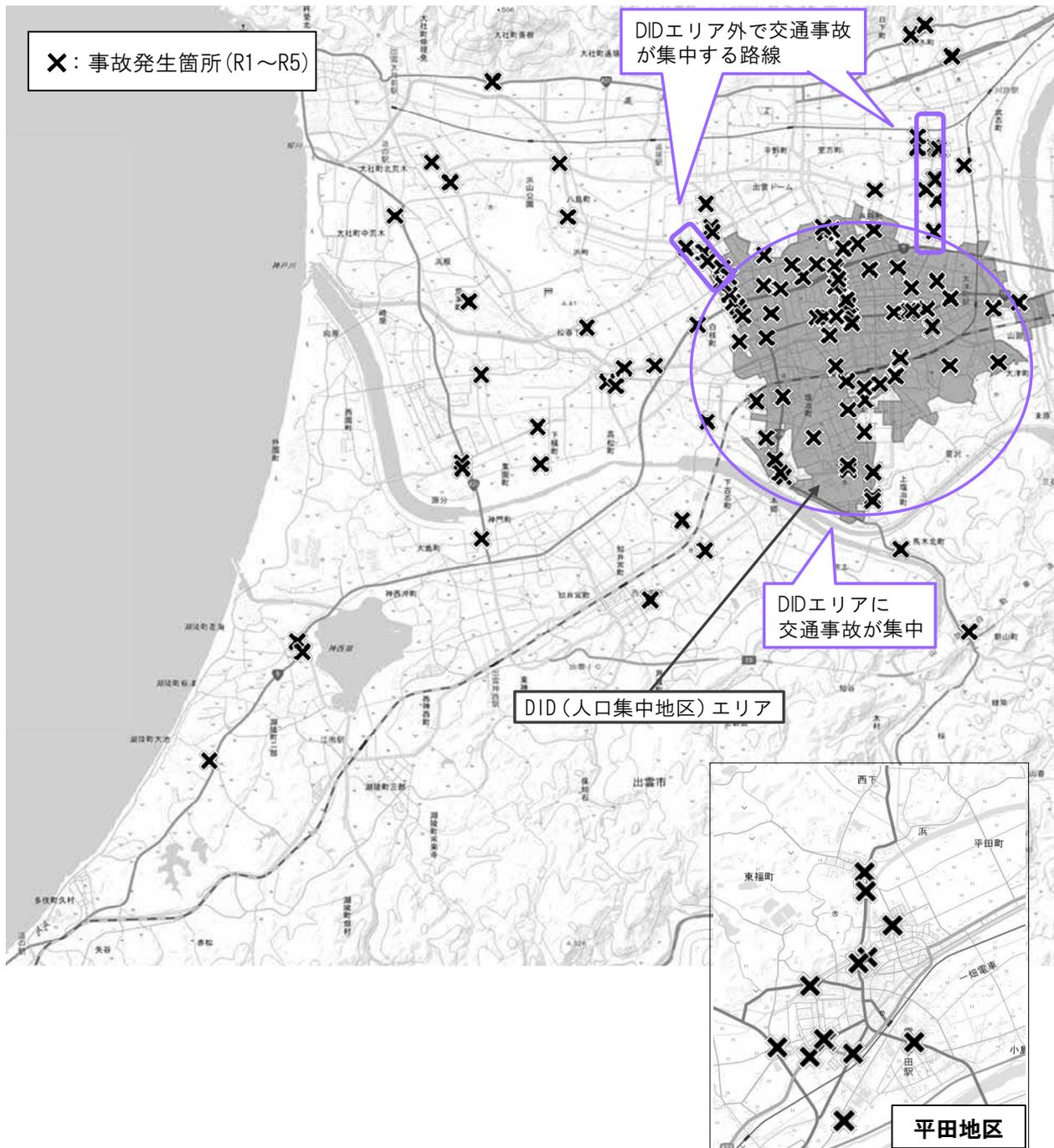
- ・DID内は格子状の自転車ネットワークを設定し、主要施設へのアクセス利便性を確保する
- ・DIDエリアや交通拠点から自転車利用の多い高校へアクセス利便性を確保する



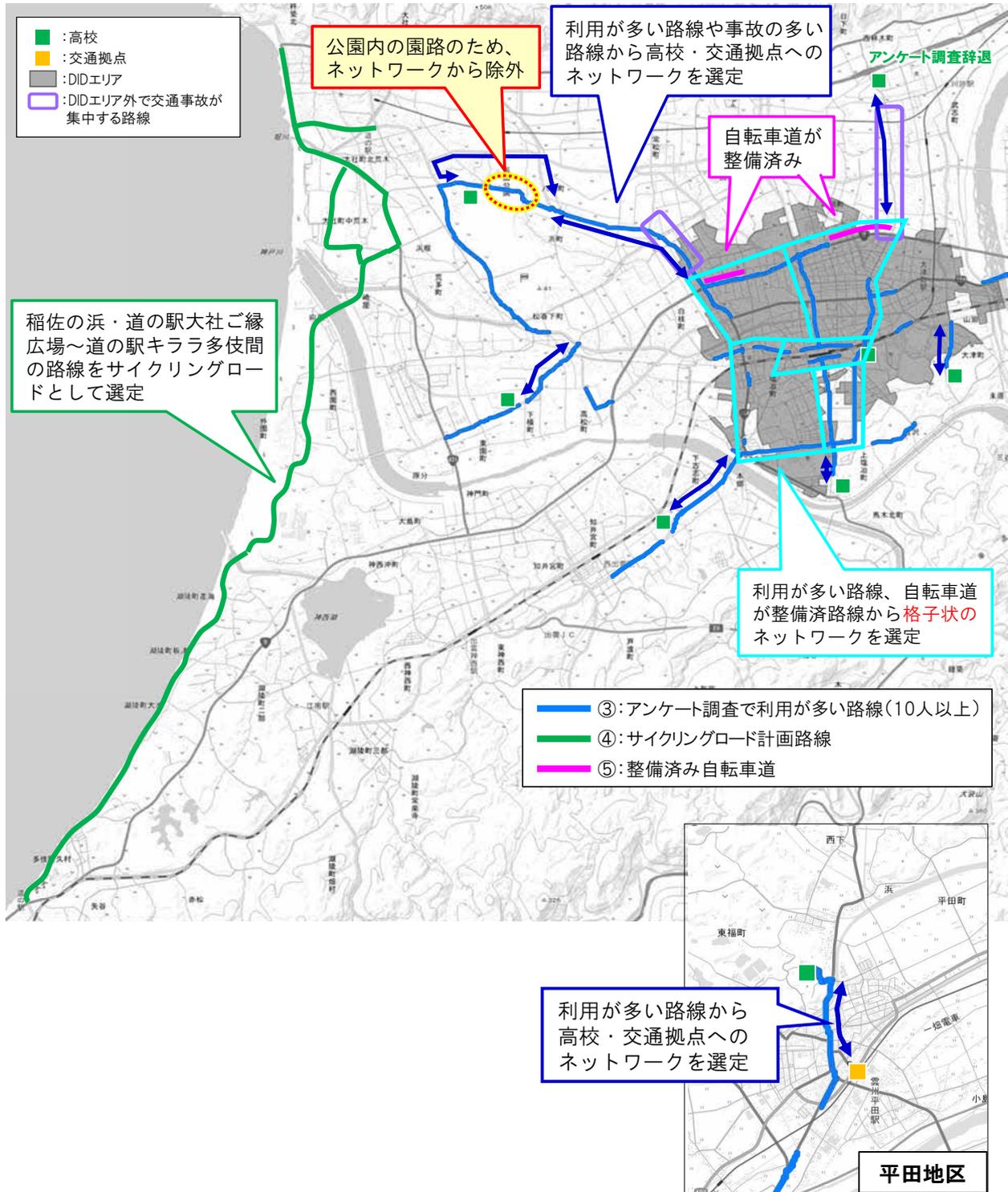
② 自転車関連事故が多発している路線

<対象路線の選定方針>

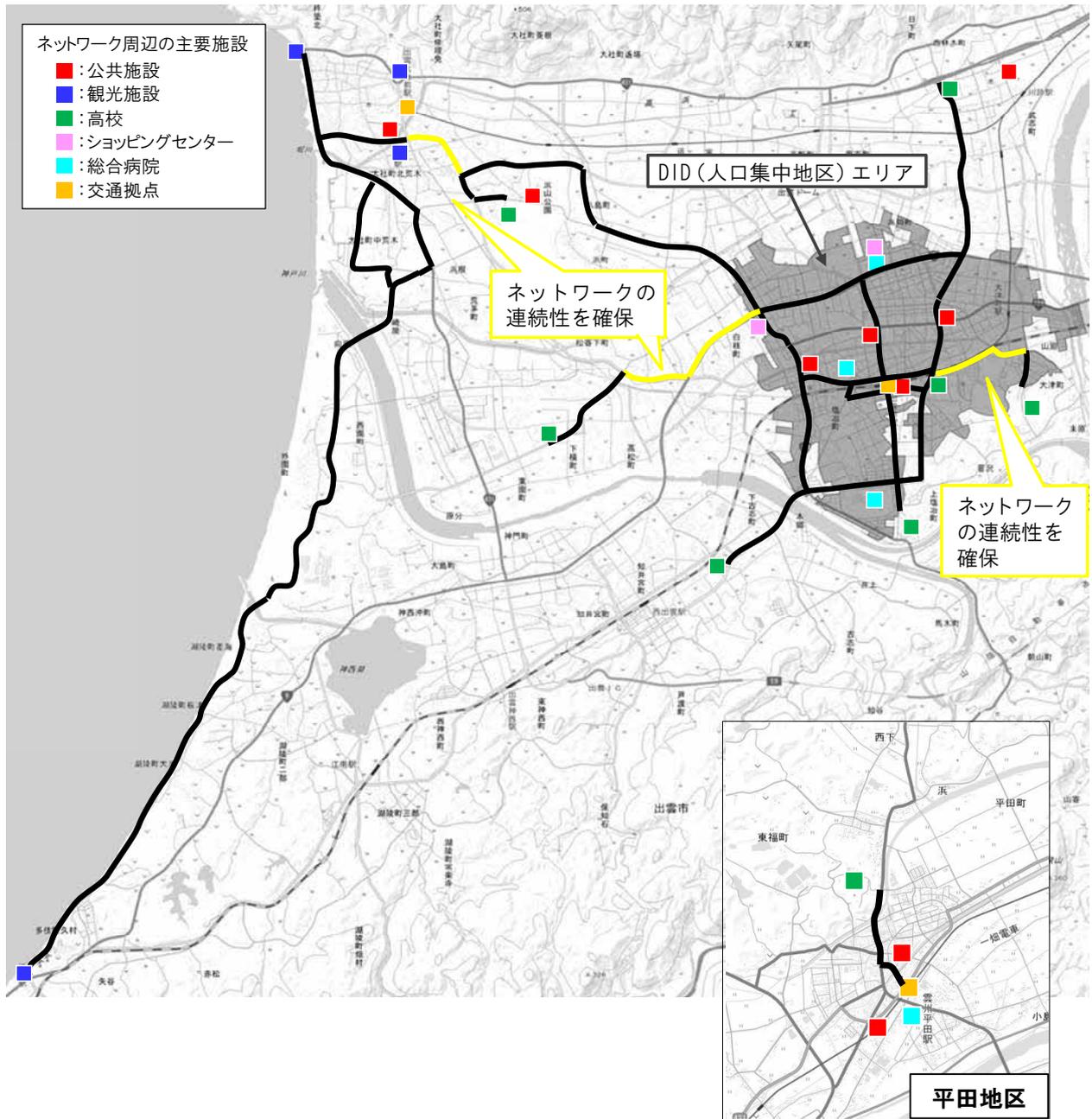
- ・ DID内は格子状の自転車ネットワークを設定し、自転車の利用路線を誘導し、面的に交通事故の削減を図る
- ・ DIDエリア外で自転車関連事故が多発している路線



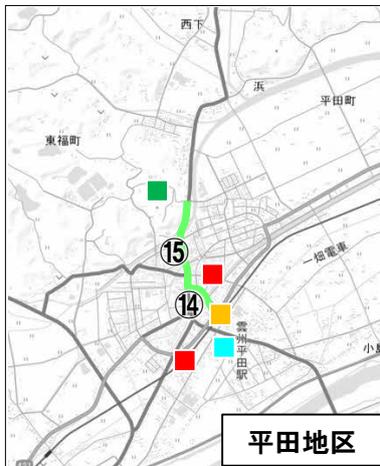
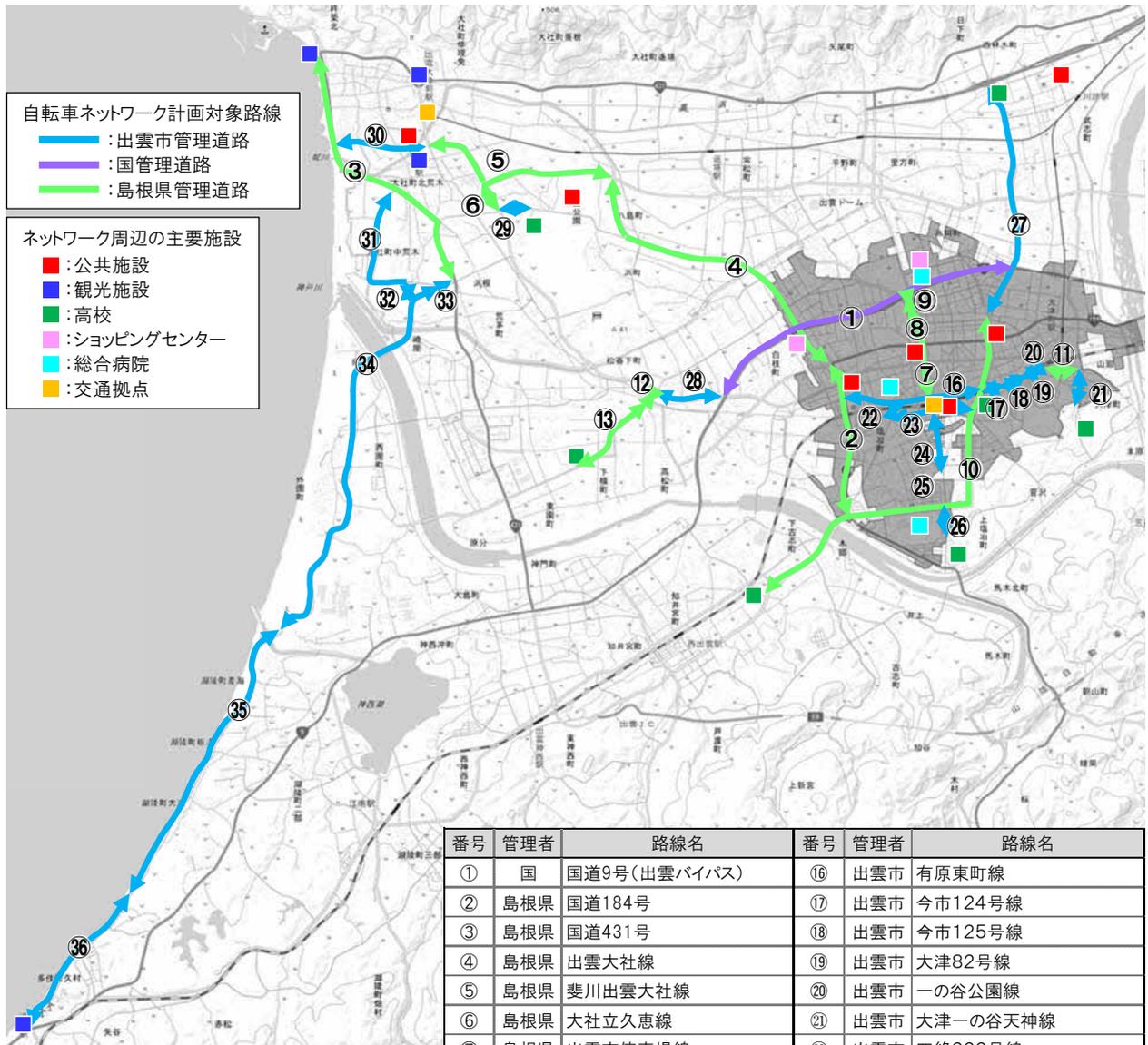
- ③ 通学等による利用が多い路線
- ④ 自転車の利用を促進する路線
- ⑤ 自転車走行空間が整備済みの路線



⑥ ネットワークの連続性を考慮した路線



⑦ 対象路線の選定結果



番号	管理者	路線名	番号	管理者	路線名
①	国	国道9号(出雲バイパス)	⑩	島根県	多伎江南出雲線
②	島根県	国道184号	⑪	島根県	出雲路自転車道
③	島根県	国道431号	⑫	島根県	大社立久恵線
④	島根県	出雲大社線	⑬	島根県	外園高松線
⑤	島根県	斐川出雲大社線	⑭	島根県	平田停車場線
⑥	島根県	大社立久恵線	⑮	島根県	小伊津港線
⑦	島根県	出雲市停車場線	⑯	出雲市	有原東町線
⑧	島根県	遙堪今市線	⑰	出雲市	今市124号線
⑨	島根県	矢尾今市線	⑱	出雲市	大津82号線
⑩	島根県	多伎江南出雲線	⑳	出雲市	一の谷公園線
⑪	島根県	出雲路自転車道	㉑	出雲市	大津一の谷天神線
⑫	島根県	大社立久恵線	㉒	出雲市	四絡222号線
⑬	島根県	外園高松線	㉓	出雲市	今市167号線
⑭	島根県	平田停車場線	㉔	出雲市	南本町線
⑮	島根県	小伊津港線	㉕	出雲市	今市167号線
			㉖	出雲市	塩冶285号線
			㉗	出雲市	今市川跡日下線
			㉘	出雲市	高松319号線
			㉙	出雲市	浜山公園線
			㉚	出雲市	西原海岸線
			㉛	出雲市	馬渡恵美須線
			㉜	出雲市	川方崎屋線
			㉝	出雲市	馬渡恵美須線
			㉞	出雲市	簸川西地区農免農道
			㉟	出雲市	西浜海岸線
			㊱	出雲市	岐久海岸線



4.3.3 整備形態の選定

自転車は「車両」であるとの大原則に基づいて、自転車ネットワーク路線の交通状況・道路状況を踏まえて自転車通行空間の整備形態を選定します。

ただし、国のガイドラインに従い整備形態を選定すると、現況道路空間内での整備が困難となる路線が多いことから、出雲市の現状を踏まえ道路管理者・交通管理者と協議を行い自転車歩行者道の活用も含め、最終的な整備形態を決定します。

(1) 出雲市整備形態の選定の考え方

<出雲市の自転車走行環境に関する現状>

- ・ネットワーク計画に指定した路線の多くは、自動車交通量が4,000台/日以上であり、国のガイドラインに照らし合わせると車道混在による整備形態は殆どないため、自転車ネットワークの完成には長期間要することが想定される。
- ・一方、ネットワーク計画に指定した路線の中には、広幅員の自転車歩行者道に歩行者と自転車との通行区分が明示され、かつ、歩行通行量が少ないため、歩行者自転車ともに安全に通行可能な路線が含まれる。
- ・早期のネットワーク化を目指すため、現況道路構造を踏まえた整備形態及び関係機関（道路管理者、交通管理者）協議を踏まえた自転車歩行者道の有効活用を検討する。

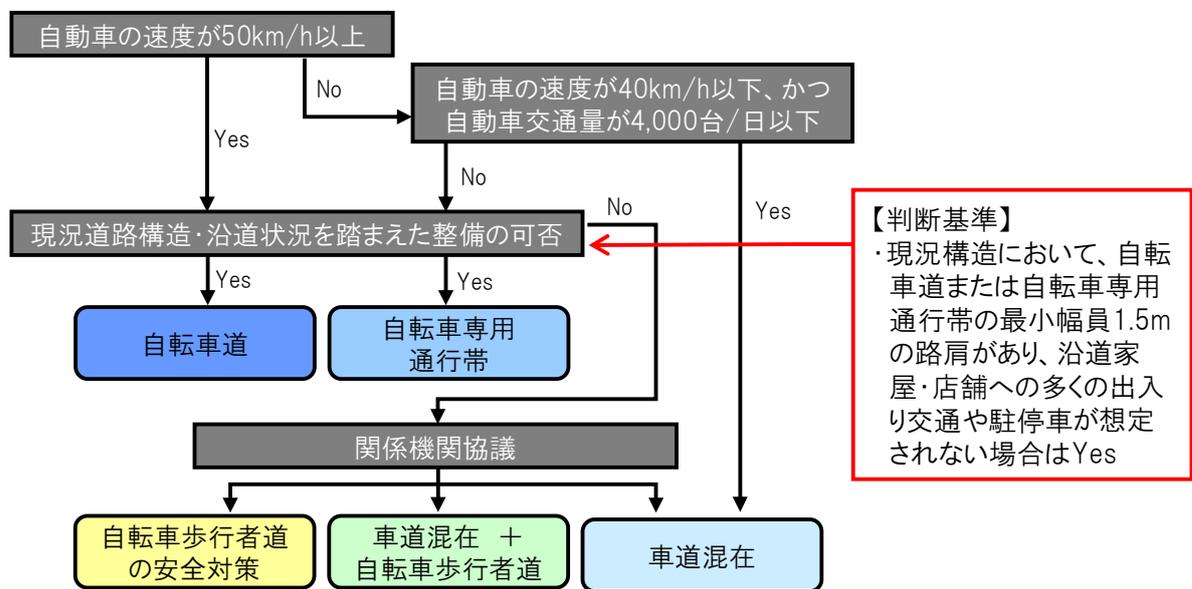


図 選定フロー



(2) 整備形態イメージ

国のガイドラインで示されている整備形態である「自転車道」「自転車専用通行帯」「車道混在」は、下図の整備イメージとなっています。

整備形態	整備イメージ
自転車道	<p>A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合</p> <p>緑石線等 歩道 自転車道 歩道 自転車道 (自動車の) 車道 着色あり 着色なし</p>
自転車専用通行帯	<p>B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合</p> <p>歩道 自転車 他の通行帯 車道 幅の全部を着色 幅の一部を着色</p>
車道混在	<p>C. 車道混在とする場合</p> <p>矢羽根型路面表示等を設置 歩道 車道 矢羽根型路面表示等で注意喚起 歩道のある道路 歩道のない道路</p>

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン (R6.6)

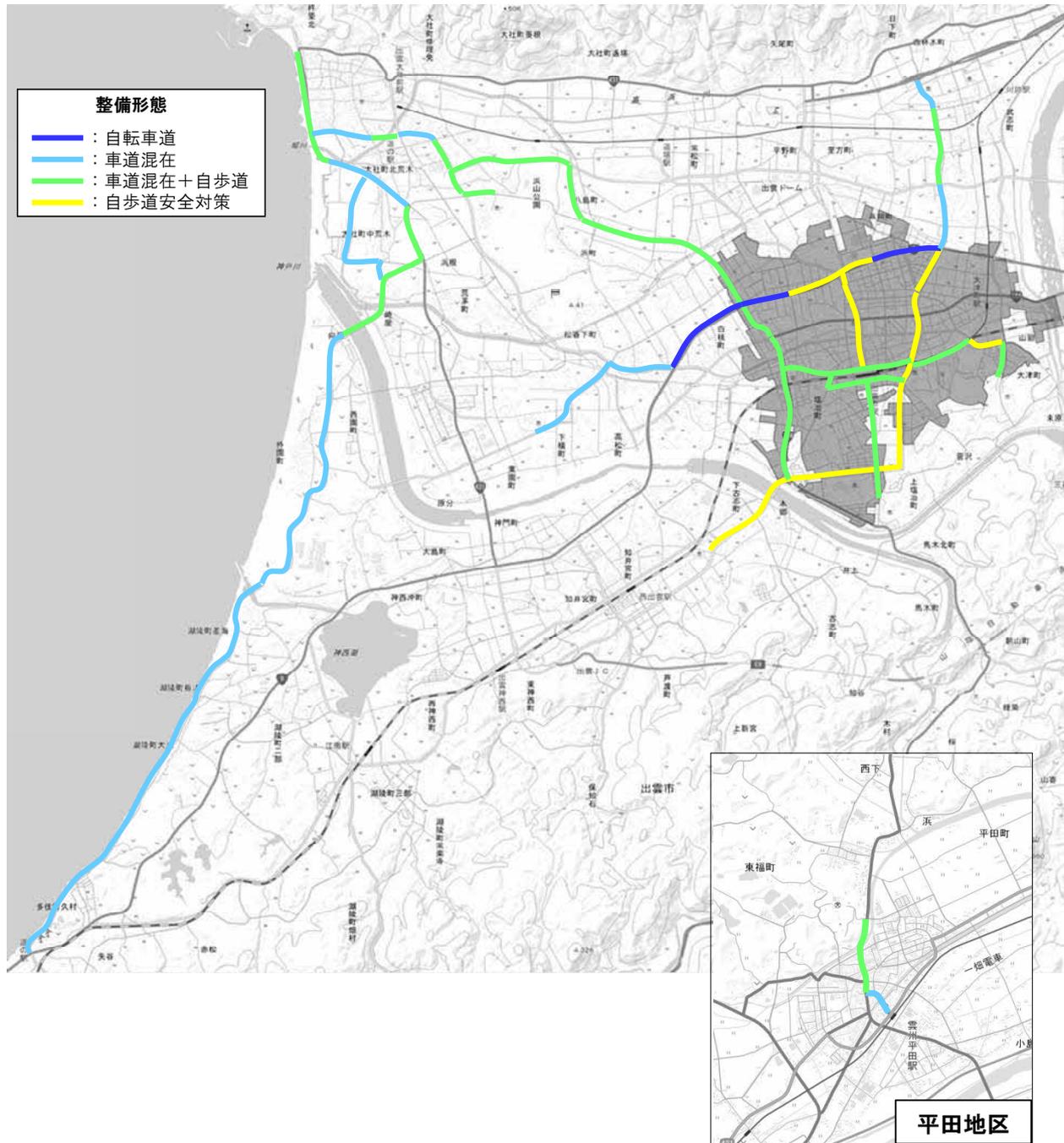
(3) 自転車歩行者道の安全対策

本市の整備形態である「自転車歩行者道の安全対策」は、自転車歩行者道内で歩行者と自転車の通行区分を視覚的に示し、歩行者の安全性を確保します。



(4) 整備形態の選定結果

選定フローに従った検討及び関係機関協議により、対象路線の整備形態を次の通り設定しました。



(5) 自転車ネットワーク計画対象路線の整備イメージ

自転車利用者が多く自動車交通量も多いDID・市街地においては、車道混在区間における矢羽根の設置は10m間隔を基本とします。郊外部における矢羽根の設置間隔は100mを基本としますが、交差点内では方向誘導のため密に設置します。

対象路線のうち、サイクリングロードに該当する路線については、次頁に示す通り路面表示や看板による起終点の誘導を行います。

ネットワーク計画対象路線に整備する矢羽根や路面標示は、自転車の安全性を考慮して滑りにくさや視認性の良い舗装材を使用することを推奨します。

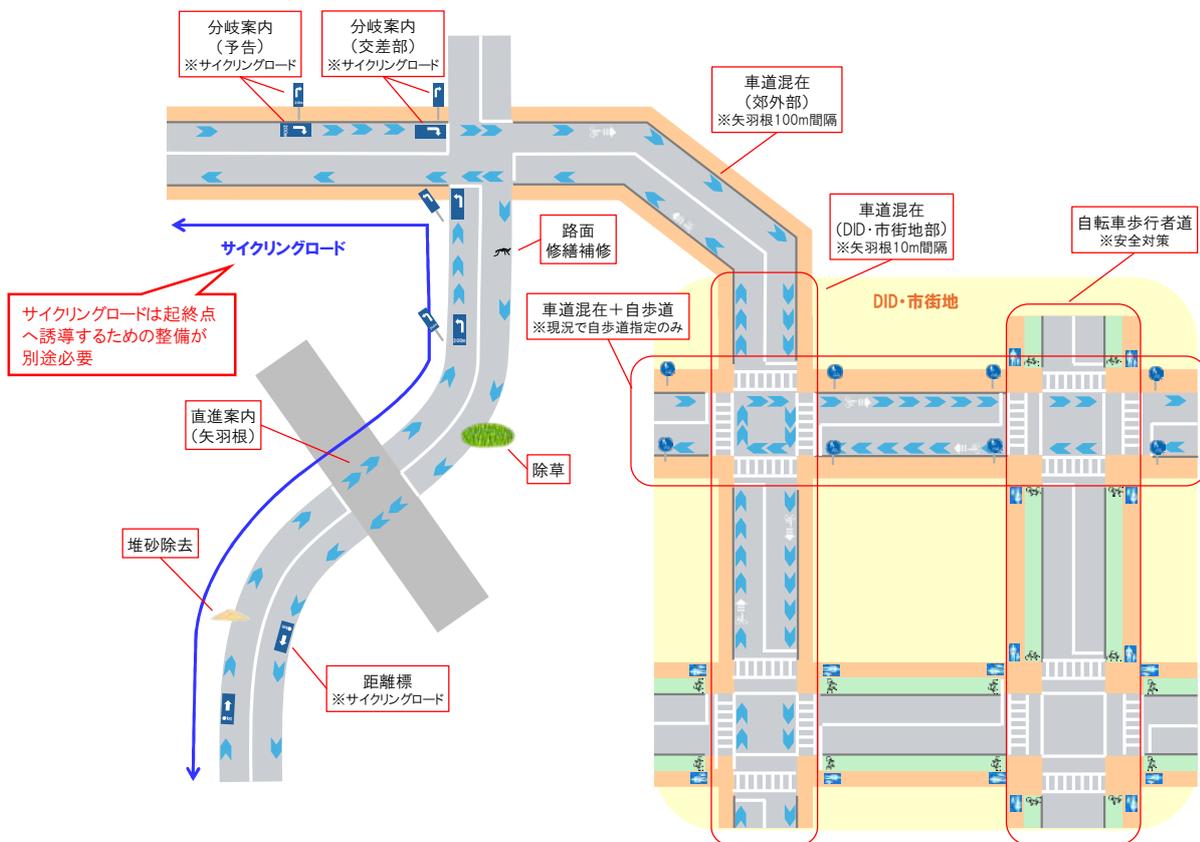


図 自転車ネットワーク計画対象路線の整備イメージ



4.3.4 サイクリングロード

出雲市自転車ネットワーク計画路線のうち、サイクリングロードとして選定した路線（稲佐の浜～道の駅キララ多伎間）に対し、方向誘導や起終点までの距離案内を行います。

方向誘導では、サイクリングロード上の右左折をとまなう交差点において、路面表示と案内板による予告案内と交差点部での案内により見逃し防止を行います。

距離案内は、利用者ニーズを踏まえ、起終点の1km手前及び5km間隔での設置とします。

表 サイクリングロード整備メニュー

サインの種類	路面表示			案内板	
	ルート案内	方向誘導	距離表示	方向誘導版	距離案内板
	<p>【矢羽根】</p>	<p>【交差点部】 【予告】</p>	<p>【起終点案内】</p>	<p>【交差点部】 【予告】</p> <p>※支柱設置タイプ ※板状設置タイプ</p>	<p>【起終点案内】</p> <p>※ポストコーン設置タイプ（縁石設置）</p>
掲載情報	・メインルートであること	・起終点の方向	・起終点名 ・起終点の方向 ・起終点までの距離	・起終点の方向 ・分岐点までの距離	・起終点、方向、距離
設置箇所	矢羽根：100m間隔（交差点は密に設置）	・メインルートの分岐点・予告案内は分岐点の手前50m、200m	・起終点の1km手前 ・ルートに5km間隔	・メインルートの分岐点（交差点） ・予告案内は分岐点の手前200m	・起終点の1km手前 ・ルートに5km間隔
整備主体	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者

※案内板のタイプは、歩道の有無や歩道幅員を踏まえ、設置箇所毎に検討



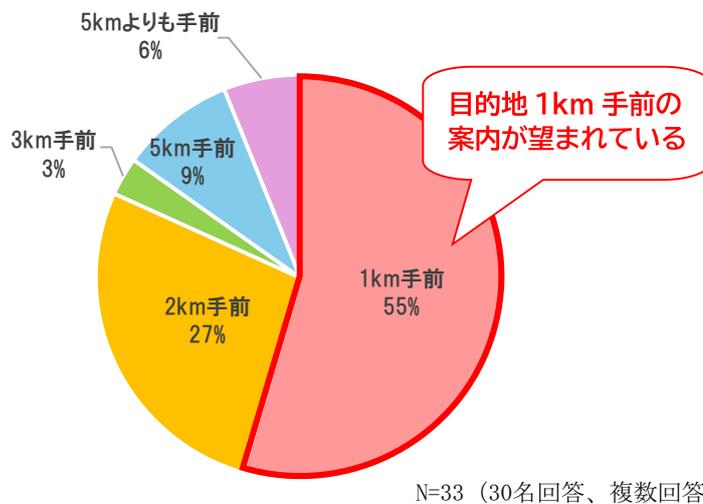


図 案内を希望する拠点までの距離

出典：サイクリングイベントアンケート (R6.10)

